药硷怎么「整款」

次统元证矿加?







(写真)国土交通省ホームページより

- ・空き家の倒壊や、瓦の落下により周辺住民や近隣 家屋に被害が出た場合は、所有者が高額な損害賠 償を求められる可能性があります。(※)
 - ※空き家を原因とした損害が発生した際の損害額の想定
- ●空き家の倒壊による隣接家屋の全壊、死亡事故・・・2億860万円
- ●外壁材等の落下による死亡事故・・・5,600万円
- ((公財)日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の 試算に係る調査」より)

→使用する予定の無い空家は解体することも 解決方法の一つです。

津島市では、空家を解体した場合、その工事費の 一部について補助を行う制度があります。 (詳しくは裏面をご覧ください。)

津島市空家解体促進費補助制度について

津島市では、危険な空家の解体を促進するために、 解体工事に係る費用の一部を補助します。

対象となる工事

対象となる空家を含めた、敷地全ての建物を解体する工事

対象となる空家

「空家等対策に関する特別措置法」第2条第1項に規定する空家等で、以下の全てに該当すること

- (1)延べ面積の2分の1以上が居住用であること (長屋や共同住宅等は全ての住戸が空家であること)
- (2) 木造もしくは鉄骨造であること
- (3) 住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当すること
- (4)個人が所有する住宅であること※その他の条件については下記までお尋ねください。

補助金の額

解体工事に係る費用の80%(最大50万円まで)

補助予定件数

10件(先着順)

補助金を受けるには

「不良住宅判定依頼書」(お問い合わせは下記まで)に必要書類を添えて、都市計画課まで提出してください。

(補助対象となる空家に該当するか現地調査を行った上で、 補助の可否についてご回答します。)

※市からの回答以前に解体工事を行った場合は、補助の対象に なりませんのでご注意ください。

取扱担当

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地 津島市建設産業部都市計画課 Tel:0567-55-9627(直通) Fax:0567-24-9010 Mail:toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp